

スポーツ文化ネットワーク「サロン2002」（スポネットサロン） 規則

（位置づけと名称）

第1条 「スポーツ文化ネットワーク サロン2002」は、特定非営利活動法人サロン2002（以下、NPOサロンという）が運営するネットワークであり、略して「スポネットサロン」（以下、本ネットワークという）と称する。

（事務局）

第2条 本ネットワークの事務局は、NPOサロン事務局内に置く。

（目的）

第3条 本ネットワークは、スポーツを通しての“ゆたかなくらし”を実現するための人的ネットワークを広げ、深めることを目的とする。

（事業参画）

第4条 本ネットワークのメンバー（以下、メンバーという）は、前条の目的を達成するため、NPOサロンが担う事業に、NPOサロン会員と対等かつ同じ権利で協働・参画することができる。

（会員要件）

第5条 メンバーは、サロン2002の“志”に賛同し、かつ第3条に掲げる目的のために活動する者である。

2 メンバーは、NPOサロンが定める年会費を納入しなければならない。

3 メンバーは、サロン2002（スポネットサロンおよびNPOサロン）に対して、また社会に対して何が“Give”できるかを常に考え、“Give and Take”の姿勢でいるということが前提である（短期的な成果を求めるものではない。長い目で見た“Give and Take”の関係が成り立っていればよい。いずれ何らかの形で“Give”を考えている人ならメンバーとなることができる）。

（入会）

第6条 入会を希望する者は、メンバー登録用紙に必要事項を記入し、NPOサロン事務局に申し込み、年会費を振り込まなければならない。

2 入会の承認は、NPOサロン事務局が行う。

（退会）

第7条 退会を希望する会員は、NPOサロン事務局に届け出なければならない。

（会員資格の喪失）

第8条 メンバーに次の行為があるとき、NPOサロン理事会の議を経て、これを除名することができる。

(1) 年度を越えて会費を滞納したとき

(2) 死亡したとき

(3) 本ネットワークの名誉を毀損したとき、秩序を乱したとき、目的に反する行為をしたとき、その他理事会が不相当と認めたとき

（会費の不返還）

第9条 退会又は除名されたメンバーが、すでに納入した会費・寄付金等は、これを一切返還しない。

（細則）

第10条 この規則の施行について必要な細則は、NPOサロン理事会がこれを定める。

（附則）

この規則は、平成26年6月11日から施行する。

平成26年度の年会費は、3,000円とする。

以上
文責：中塚義実